令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

令和6年1月 新庄市税務課

|申告が必要な方|

令和6年1月1日現在、新庄市に住所のある方は、収入の多少に関わらず申告が必要となります。

ただし、次の①・②に該当する方は申告をしなくてもよいことになっています。

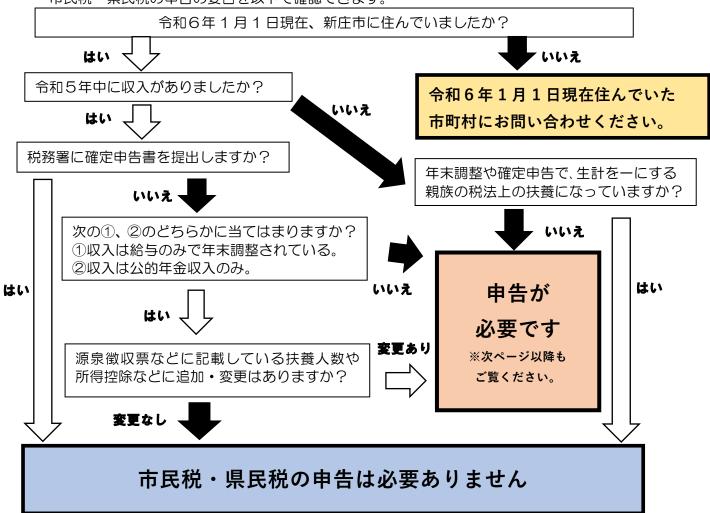
- ①令和5年分所得税の確定申告をされる方
- ②給与所得のみの方で、年末調整の後、勤務先から市役所に「給与支払報告書」の提出がある方(源泉徴収 票に記載されている扶養人数や所得控除などを追加・変更する場合は申告が必要です。)
- ※<u>収入がない場合でも</u>、所得証明書の発行、国民健康保険税や介護保険料の基礎資料となりますので、申告が **必要です。**(収入がなくても、その旨の申告がないと国民健康保険税の軽減が受けられないことがあります。)
- ①収入が公的年金等収入のみの方 : 申告の必要はありません。しかし、源泉徴収票に記載されている扶養 人数や所得控除などを追加・変更する場合は申告が必要です。

公的年金等収入のある方の申告について・・・・・・

②公的年金等収入の外に所得がある方 : 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円 以下の方は所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税申告は必要です。

申告の要否確認表

市民税・県民税の申告の要否を以下で確認できます。



申告に必要な書類

- ①申告書(申告相談に来場する方は下書きとして使用してください)
- ②マイナンバーカード 又は 番号確認書類(通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写しなど)及び 本人確認書類(運転免許証や公的医療保険の被保険者証など)
- ③源泉徴収票(給与所得者又は公的年金等受給者の方)
- ④農業・営業・不動産にかかる収支内訳書及び収支の内容がわかるもの(帳簿、領収書、証明書 など)
- ⑤各種領収書(医療費、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、寄附金ほか)
- ⑥控除証明書(生命保険料、個人年金保険料、地震保険料など)
- ⑦身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
- ⑧その他参考となるもの、必要と考えられるもの
 - ※ 医療費控除では次の点にご注意ください。
 - ·『医療費控除の明細書』の添付が必要です。領収書の添付又は提示では控除を受けることはできません。
 - ·「医療費通知」(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を添付することにより控除を受ける ことができます。
 - ・「セルフメディケーション税制」による医療費控除を受けられる場合には『セルフメディケーション税制の 明細書』の添付が必要です。

申告会場には、『セルフメディケーション税制の明細書』の外、下記2点をお持ちください。

- ① 申告者本人が健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組を行ったことを明らかにする書類
- ② 対象医薬品の領収書 (詳細は、国税庁ホームページをご覧下さい。)
- ・「セルフメディケーション税制」を選択すると、通常の医療費控除を受けることはできません。
- ・介護サービスを受けた場合の領収書は『医療費控除対象分』と記載がある分のみ控除対象となります。

申告の内容

下記内容は法令の改正により変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

1 所得金額

令和5年1月から12月までの1年間の収入からそれを得るために必要な経費を差し引いた金額で次のとおり分類されます。

	営業等	小売業、飲食業などによる所得	
事業	五来守	外交員、集金人などの職業から生じる所得	
所得	農業	農産物の生産などによる所得	
不 重	加産 所 得	土地・建物などの不動産の賃貸(地代・家賃)による所得	
エロ		公社債、預貯金の利子などから生じる所得	
个 归	子 所 得	※多くの場合、すでに源泉徴収されているため申告の必要はありません。	
配	当 所 得	株式等の配当などに係る所得	
給	与 所 得	給料·賃金·賞与など 表 1 参照	
	①公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金などの所得 表2参照	
雑所得	②雑(業務)	水道検針員やシルバー人材センターの配分金、原稿料、講演料などの収入による所得	
③そ の 他		生命保険の年金(個人年金保険)、暗号資産取引などの①及び②以外のものによる所得	
総合譲渡所得		機械・車輌などの譲渡により生じる所得(取得から5年以内は短期、それ以外は長期)	
_	時所得	生命保険の満期返戻金などによる所得	

表 1 給与所得の求め方

A:給与等の収入金額÷4(千円未満の端数切捨て)

給与等の収入金額の合計額	給 与 所 得 の 金 額
~550,999 円	0円
551,000 円~1,618,999 円	給与等の収入金額-550,000 円
1,619,000 円~1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円~1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円~1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円~1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円~1,799,999 円	(A×2.4)+100,000 円
1,800,000 円~3,599,999 円	(A×2.8)-80,000 円
3,600,000 円~6,599,999 円	(A×3.2)-440,000 円
6,600,000 円~8,499,999 円	(給与等の収入金額×0.9)-1,100,000 円
8,500,000 円~	給与等の収入金額-1,950,000円

表2 公的年金等の所得の求め方

公的年金等所得額 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額(下表)

65歳未満の方(昭和34年1月2日以後に生まれた人)の公的年金等控除額

八的左合笠の四3合類(ハ)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額(所得税法で算出)			
公的年金等の収入金額(A)	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	
130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円	
130 万円超 410 万円以下	(A)×25%+275,000 円	(A)×25%+175,000円	(A)×25%+75,000 円	
410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+685,000円	(A)×15%+585,000円	(A)×15%+485,000円	
770 万円超 1,000 万円以下	(A)×5%+1,455,000 円	(A)×5%+1,355,000 円	(A)×5%+1,255,000 円	
1,000 万円超	1,955,000 円	1,855,000円	1,755,000 円	

65歳以上の方(昭和34年1月1日以前に生まれた人)の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額(所得税法で算出)			
公的牛並等の収入並領(A)	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	
330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円	
330 万円超 410 万円以下	(A)×25%+275,000 円	(A)×25%+175,000円	(A)×25%+75,000円	
410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+685,000円	(A)×15%+585,000円	(A)×15%+485,000円	
770 万円超 1,000 万円以下	(A)×5%+1,455,000 円	(A)×5%+1,355,000 円	(A)×5%+1,255,000 円	
1,000 万円超	1,955,000 円	1,855,000円	1,755,000円	

◆所得金額調整控除

【子育て世帯等に対する所得金額調整控除】

給与等の収入金額が 850 万円を超える方で、次の①~③いずれかに該当する人については、給与所得金額から次の額が控除されます。 (給与等の収入金額(上限 1,000 万円) - 850 万円) \times 10%

- ①本人が特別障害者に該当する場合
- ②同一生計配偶者もしくは扶養親族のうち特別障害者に該当する方がいる場合
- ③年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合 (※特別障害者については、「2所得控除」の「障害者控除」欄を参照)

【給与所得と公的年金等所得の双方を有する場合の所得金額調整控除】

給与所得と公的年金等所得の双方がある人については、給与所得金額(上記子育て世帯等に対する所得金額調整控除後の額)から次の額が控除されます。

給与所得控除後の給与等の金額(上限 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限 10 万円) - 10 万円

◆事業所得における専従者控除の考え方

専従者控除

生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、事業に従事した期間が6ヶ月を超える人について控除できます。控除額は $1\cdot 2$ のいずれか少ない方の金額です。

- ①50万円(配偶者は86万円)
- ② (事業所得・不動産所得または山林所得) ÷ (専従者の数+1)

2 所得控除(所得から差し引かれる金額)

全部で13種類の控除があります。

所得税ではその他「寄附金控除」制度もあります。本手引きでは税額控除制度の説明は割愛しています。

項目	適用範囲		所 得 技		
Д -			市民税·県民税 (令和6年度分)	所得税 (令和5年分)	
雑損控除	災害・盗難等によって 雑 損 控 除 資産等に損害を受けた とき		①・②のいずれか多い方の金額 ①差引損失額-(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出-50,000円		
医療費控除	本人やその生計を一に する配偶者その他の親 族の医療費の支払い		①・②のいずれかを選択 ①通常の医療費控除 医療費総額ー保険金等で補てんされた金額ー(10万円または所得の合計額×5%のいずれか少ない方) 【控除限度額 200万円】 ②セルフメディケーション税制(健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組を行った人が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合)対象医薬品購入額ー保険金等で補てんされた金額-12,000円		
社会保険料控除	本人やその生計を一に する配偶者その他の親 族が負担することとな っている社会保険料を 支払ったとき		国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、健康保険、厚生年金等支払った金額、または給与から差し引かれた金額		
小規模企業共済等掛金控除			小規模企業共済制度の掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)、心身障害者扶養共済制度に係る掛金等を支払った金額		
項目	合計適用限度額		市 民 税·県 民 税 【控除限度額 70,000円】	所 得 税 【控除限度額 120,000円】	
		一般の支払保 険料の金額	イ.12,000 円以下 ⇒ 支払保険料の全額	1.20,000 円以下⇒ 支払保険料の全額	
	新契約	個人年金の支払	□.12,001 円 ~ 32,000 円 ⇒ 支払保険料×1/2+ 6,000 円	□.20,001 円 ~ 40,000 円 ⇒ 支払保険料×1/2+10,000 円	
		保険料の金額 	ハ.32,001 円 ~ 56,000 円 ⇒ 支払保険料×1/4+14,000 円	ハ.40,001 円 ~ 80,000 円 ⇒ 支払保険料×1/4+20,000 円	
		介護医療支払保険 料の金額	二. 56,001 円以上 ⇒ 28,000 円(=限度額)	=.80,001 円以上 ⇒ 40,000 円(=限度額)	
生命保険料控除		一般の支払保険料 の金額	イ.15,000 円以下 ⇒ 支払保険料の全額	イ.25,000 円以下 ⇒ 支払保険料の全額	
	旧		□.15,001 円 ~ 40,000 円 ⇒ 支払保険料×1/2+ 7,500 円	□.25,001 円 ~ 50,000 円 ⇒ 支払保険料×1/2+12,500 円	
	契約	個人年金の 支払保険料 の金額	ハ.40,001 円 ~ 70,000 円 ⇒ 支払保険料×1/4+17,500 円	ハ.50,001 円 ~ 100,000 円 ⇒ 支払保険料×1/4+25,000 円	
		- , <u>w</u> hX	二.70,001 円以上 ⇒ 35,000 円(=限度額)	=.100,001 円以上 ⇒ 50,000 円 (=限度額)	
	新契約と旧契約の 双方がある		新・旧契約にかかわらず、それぞれ上記の計算式により計算した金額の合計額 【各保険料控除適用限度額 市民税・県民税 28,000 円、所得税 40,000 円】 ※旧保険料のみの生命保険料控除が有利な場合は、旧保険料のみでの適用が可能		

項	目	合計適用限度額	市民税・県	民税		所 得 税	
			イ.5,000 円以下⇒ 支払保険料の全額	[イ.10,000 ⇒ 支	円以下 払保険料の全額	
						円 ~ 20,000 払保険料×1/2+	
		ハ.15,001 円以上 ⇒ 10,000 円 (=限度額)		円以上 5,000 円(=限度額	虿)		
地震保障	倹料控除	地震保険の支払	1.50,000 円以下 ⇒ 支払保険料×1/2		1.50,000		~~
		保険料の金額	□.50,001 円以上 ⇒ 25,000 円(=限.f	度額))1 円以上),000 円(=限度額	頭)
		旧長期損害保険料と 地震保険料の双方が ある場合	それぞれ計算した 【地震保険料控除限度			れぞれ計算した倉 呆険料控除限度額	
項	目		適用範囲			所 得 控	
						市民税・県民税	所得税
	とり親控除り親控除	次の①~③のいずれにも ① 合計所得金額が500 ② 総所得金額等が48万 者や扶養親族とされて		子(他の人の同一		300,000 円	350,000円
(2)寡;	婦 控 除	「(1)ひとり親」に当たらない方で、次の①~③のいずれにも該当する人 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ◆ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ◆ 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族(他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。)を有する方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※1)がいないこと ※1 例えば、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などと記載されている者				260,000 円	270,000 円
	本人、又は、同一生計配偶者及びその扶養親族のなかに 心身に障害のある人がいるとき						
		①身体障害者手帳3級以				260,000 円	270,000 円
障害者	者 控 除	②上記手帳1・2級 ほか(特別障害者)				300,000 円	400,000 円
			親族が特別障害者に該当 のいずれかとの同居を常		た、生計を	530,000円	750,000 円
#1 774 574	. 4- tm 7/	大学· 高校· 各種学校など	の学生で、合計所得金額が	75万円以下であ	5り、その	260 000 ⊞	270,000 円
新 牙 子 —————	生生控除	260,000 円 270,000 35自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき 260,000 円 270,000 2					270,000
配偶者	者 控 除	表3参照					
配偶者物	寺別控除	表4参照					
		①扶養親族のうち年齢1 人。控除対象扶養親族	6歳以上の人(平成20:	年1月1日以前生	まれの	330,000円	380,000円
井	控除	平成17年1月1日ま	9歳以上23歳未満の人でに生まれた人。特定扶	養親族)		450,000 円	630,000円
次 食	1工 小木	人。老人扶養親族)	0歳以上の人(昭和29年			380,000円	480,000円
		④上記③のうち、本人ま との同居を状況として	たは配偶者の直系尊属でいる人(同居老親等)	本人又は配偶者の	いずれか	450,000 円	580,000円
基礎	控除	表5参照					
			- 5 -				

表 3 配偶者控除

<市民税・県民税>

		配偶者控除額	
配偶者の合計所得金額 48 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 900 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下
70 歳未満の配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
70 歳以上の配偶者	38 万円	26 万円	13 万円

<参考 所得税>

		配偶者控除額	
配偶者の合計所得金額 48 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 900 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下
70 歳未満の配偶者	38 万円	26 万円	13 万円
70 歳以上の配偶者	48 万円	32 万円	16 万円

表 4 配偶者特別控除

<市民税・県民税>

712 20 100 712 20 100 7				
	配 偶 者 特 別 控 除 額			
配偶者の合計所得金額 48 万円超 133 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 900万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下	
48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	

<参考 所得税>

	配 偶 者 特 別 控 除 額			
配偶者の合計所得金額 48 万円超 133 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 900 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下	納税者本人の 合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下	
48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	
95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	

表 5 基礎控除

<市民税・県民	··税>	<参考 所得税	>
合計所得金額	基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	43 万円	2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0円(適用無し)	2,500 万円超	0円(適用無し)

用語について

※同一生計配偶者

:納税者本人と生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている方 及び 白色申告者の事業専従者は除きます。)で、合計所得金額が48万円以下の方

※扶養親族

:納税者本人と生計を一にする「配偶者以外の親族」等(青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている方及び 白色申告者の事業専従者は除きます。)で、合計所得金額が48万円以下の方

森林環境税

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります。森林環境税は令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。市町村では全国一律の基準により1人年額1,000円を賦課徴収します。

※平成26年度から創設された東日本大震災からの復興財源確保のための地方税措置(個人住民税均等割の引上げ1人年額1,000円)は令和5年度で終了。

市民税・県民税の均等割及び森林環境税の税率

税率は下記のとおりとなります。

区分	名称	令和6年度から
国税	森林環境税	1,000円
旧尺形	県民税均等割	2,000 円
県民税		※うち 1,000 円は「やまがた緑環境税」
市民税	市民税均等割	3,000円
	計	6,000円

市民税・県民税・森林環境税の非課税限度額

下記に該当する方は非課税になります。

	森林環境税(国税)	市民税・県民税
扶養親族を	合計所得金額が 38 万円以下の場合	
有しないとき	(収入が給与のみの場合、給与収入 93 万円以下)	
扶養親族を 有するとき	合計所得金額が次の金額以下の場合 28万円×人数((本人+同一生計配偶者+扶 養親族(16歳未満の扶養親族を含む)) +10万円+16.8万円	合計所得金額が次の金額以下の場合 28万円×人数((本人+同一生計配偶者 +扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)) +10万円+17万円

障害者、未成年者(18歳未満)、ひとり親又は寡婦に該当する方で、前年中の合計所得が135万円以下の場合は、森林環境税、市民税・県民税の両方が非課税となります

※扶養親族を有するときは、森林環境税の非課税限度額と市民税・県民税の非課税限度額が異なるため、森林環境税(年額:1,000円)のみ課税となる場合があります。

提出先・お問い合わせ先

新庄市税務課課税室市民税係 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

電話番号 0233-22-2111 (内線 142·143) 0233-29-5537 (直通)